

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
 新旧対照表

（別紙10）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>II-3-1-3-1 取引時確認、<u>疑わしい取引の届出義務</u></p> <p>II-3-1-3-1-1 意義</p> <p>(1) 総論 公共性を有し、地域経済において重要な機能を有する組合が、いわゆるヤミ金融や、テロ資金供与、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。組合が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全組合的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出に関する内部管理態勢を構築することが求められている。</p> <p>(2) 「犯収法」制定の経緯 ①～② （略） ③ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成9年9月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。 この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成12年2月から組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組犯法」という。）が施行されている。 ④ 他方、平成13年9月の米国の同時多発テロ以降の、テロ資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロ資金供与の疑いがある取引についても組犯法の疑わしい取引の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「本人確認法」という。）が施行された。 （注）その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態に鑑み、平成16年12月に本人確認法が改正</p>	<p>II-3-1-3-1 取引時確認等の措置</p> <p>II-3-1-3-1-1 意義</p> <p>(1) 総論 公共性を有し、地域経済において重要な機能を有する組合が、いわゆるヤミ金融や、テロ資金供与、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。組合が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全組合的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、<u>疑わしい取引の届出等の措置</u>（犯収法第11条に規定する取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することが求められている。</p> <p>(2) 「犯収法」制定の経緯 ①～② （略） ③ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成9年9月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。 この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成12年2月から組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組犯法」という。）が施行されている。 ④ 他方、平成13年9月の米国の同時多発テロ以降の、テロ資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロ資金供与の疑いがある取引についても組犯法の疑わしい取引の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（平成14年法律第32号。以下「本人確認法」という。）が施行された。 （注）その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正</p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
 新旧対照表

（別紙10）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>され（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称）、貯金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下「振り込め詐欺救済法」という。）において、組合は、「振り込め詐欺」に限らず、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為全般に関して、振込先として利用された貯金口座（犯罪利用貯金口座）である疑いがあると認める時は、当該貯金口座に係る取引停止等の措置を適切に講ずることが求められている。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>さらに、最近のマナー・ローンダリングを巡る犯罪への対策やF A T F勧告に基づく対策の一層の強化を図る観点から、平成23年4月に、取引時の確認事項の追加並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備等を定めた改正犯収法が成立し、平成25年4月から施行されることとなった。</u></p> <p>（3）・（4） （略）</p> <p>Ⅱ－3－1－3－1－2 主な着眼点</p> <p><u>組合の業務に関して、犯収法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマナー・ローンダリング、貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</u></p> <p>（注）<u>取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成24年10月金融庁）を参考にすること。</u></p>	<p>正利用されている事態に鑑み、平成16年12月に本人確認法が改正され（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称）、貯金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下「振り込め詐欺救済法」という。）において、組合は、「振り込め詐欺」に限らず、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為全般に関して、振込先として利用された貯金口座（犯罪利用貯金口座）である疑いがあると認める時は、当該貯金口座に係る取引停止等の措置を適切に講ずることが求められている。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>その後、最近のマナー・ローンダリングを巡る犯罪への対策やF A T F勧告に基づく対策の一層の強化を図る観点から、取引時の確認事項の追加並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備等を定めた改正犯収法が平成25年4月から施行された。さらに、平成26年11月には、疑わしい取引の届出に関する判断の方法や上記体制整備の拡充等を定めた改正犯収法が成立し、平成28年10月から施行された。</u></p> <p>（3）・（4） （略）</p> <p>Ⅱ－3－1－3－1－2 主な着眼点</p> <p><u>組合の業務に関して、取引時確認等の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマナー・ローンダリング、貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</u></p> <p>（注）<u>取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成24年10月金融庁）を参考にすること。</u></p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
 新旧対照表 （別紙10）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（1）取引時確認や疑わしい取引の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の整備にあたっては、以下の<u>点を十分留意しているか。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（1）取引時確認等の措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の整備にあたっては、以下の<u>措置を講ずるよう努めているか。</u></p> <p>① <u>管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、適切な者を犯収法第11条第3号に規定する統括管理者として選任・配置すること。</u></p> <p>② <u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。</u></p> <p>イ. <u>犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、利用者属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行うこと。</u></p> <p>ロ. <u>特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録（犯収法第6条第1項に規定する確認記録をいう。以下同じ。）及び取引記録等（犯収法第7条第3項に規定する取引記録等をいう。以下同じ。）について継続的に精査すること。</u></p> <p>ハ. <u>犯収法第4条第2項前段に定める厳格な利用者管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める利用者管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下「高リスク取引」という。）を行う際には、当該取引を行うことについて統括管理者が承認を行い、また、当該取引について情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成</u></p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
 新旧対照表

（別紙10）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>① 適切な職員採用方針や利用者受入方針を有しているか。</p> <p>② <u>コルレス契約について、犯収法第10条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第25条の規定に基づき、以下の態勢が整備されているか。</u> <u>（注）犯収法施行規則第25条の「外国所在為替取引業者との間で委託契約又は受託契約を締結して為替取引を行う場合」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の業務について委託契約又は受託契約（コルレス契約）を締結して為替取引を行う場合をいう。</u> <u>イ. コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための態勢整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督態勢等について情報収集に努め、コルレス先を適正に評価した上で、上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断しているか。</u> <u>ロ. コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等により明確に把握するよう努めているか。</u> <u>ハ. コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認することとしているか。また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。</u> （新設） ③ <u>取引時確認や確認記録、取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成・職員に対する周知が行われるとともに、職員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修が行われているか。</u> ④ <u>取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、職員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告</u></p>	<p><u>し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。</u></p> <p>③ <u>適切な職員採用方針や利用者受入方針を策定すること。</u> （削る。）</p> <p>④ <u>必要な監査を実施すること。</u></p> <p>⑤ <u>取引時確認等の措置を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成・職員に対する周知を行うとともに、職員がその適切な運用を行うことができるように、適切かつ継続的な研修を行うこと。</u></p> <p>⑥ <u>取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、職員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告</u></p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
 新旧対照表 （別紙10）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>態勢（方針・方法・情報管理体制等）が整備されているか。</p> <p>⑤ <u>取引時確認や利用者管理の中で公的地位等の利用者属性に照らして、問題等が認められた利用者や取引等について、上級管理職による意思決定を含め適正に管理・対応するための態勢を有しているか。</u></p> <p>⑥ <u>取引時確認や疑わしい取引の届出を含めた顧客管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。</u></p> <p>（2）<u>疑わしい取引の届出を行うに当たって、利用者の属性、取引時の状況その他組合の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。</u> <u>特に、疑わしい取引の届出のための態勢整備にあたっては、以下の点を十分留意しているか。</u></p> <p>① <u>組合の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているか。</u></p> <p>② <u>上記態勢整備にあたっては、国籍（例：FATFが公表するマネー・ロンダリング対策に非協力的な国・地域）、公的地位、利用者が行っている事業等の利用者属性や、外為取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか。</u></p> <p>（3）<u>下記イ. からハ. までのような厳格な利用者管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、利用者の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢を整備しているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務付けられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</u></p>	<p>態勢（方針・方法・情報管理体制等）を整備すること。 （削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>（2）<u>法人利用者との取引における実質的支配者の確認や、外国PEPs（注）該当性の確認、個人番号や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適切な取扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されているか。</u> <u>（注）犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号。以下「犯収法施行令」という。）第12条第3項各号及び犯収法施行規則第15条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。</u> <u>とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第12条各項に規定する、下記イ. からニ. までのような厳格な利用者管理を行う必要性が特</u></p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
 新旧対照表

（別紙10）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>イ．・ロ． （略）</p> <p>ハ．<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年2月1日政令第20号）第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する利用者等との取引等</u> （新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>に高いと認められる取引を行う場合には、利用者の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢を整備しているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務付けられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</p> <p>イ．・ロ． （略）</p> <p>ハ．<u>犯収法施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する利用者等との特定取引等</u> 二．<u>外国PEPsに該当する利用者等との特定取引</u> <u>このほか、敷居値以下であるが1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかな取引（犯収法施行令第7条第3項各号に掲げる取引に限る。）については、特定取引とみなして、取引時確認を適切に実施することとしているか。</u></p> <p><u>（3）疑わしい取引の届出を行うに当たって、利用者の属性、取引時の状況その他組合の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した上で、犯収法第8条第2項並びに犯収法施行規則第26条及び第27条に基づく適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。また、当該態勢整備に当たっては、特に以下の点に十分留意しているか。</u></p> <p>① <u>組合の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析する態勢を構築すること。</u></p> <p>② <u>犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案の上、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国PEPs該当性、利用者が行っている事業等の利用者属性や、外為取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を十分考慮すること。また、既存利用者との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこと。</u></p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成 17 年 4 月 1 日付け金監第 807 号・16 水漁第 2697 号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
 新旧対照表 （別紙 10）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（新設）</p>	<p>（4）<u>コルレス契約について、犯収法第 9 条及び第 11 条並びに犯収法施行規則第 28 条及び第 32 条に基づき、以下の態勢が整備されているか。</u></p> <p>（注）<u>犯収法第 9 条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託又は受託する旨の契約（コルレス契約）をいう。</u></p> <p>① <u>コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための態勢整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督態勢等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断するよう努めているか。</u></p> <p>② <u>コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか。</u></p> <p>③ <u>コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認することとしているか。また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。</u></p>
<p>（4） （略）</p>	<p>（5） （略）</p>
<p>（5） （略）</p>	<p>（6） （略）</p>

○ 漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
 新旧対照表

（別紙10）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（6） （略）</p>	<p>（7） （略）</p>
<p>（7） （略）</p>	<p>（8） （略）</p>
<p>Ⅱ－3－1－3－1－3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、上記（1）から（7）までの着眼点等に照らして取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務の確実な履行、盗難通帳・偽造印鑑等による貯金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用貯金口座の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、水協法第123条の2に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用貯金口座であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、水協法第124条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「預貯金者保護法に係る全銀協自主ルール等への対応について」（平成20年5月8日：JFマリンバンク） <p>（以下略）</p>	<p>Ⅱ－3－1－3－1－3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、上記（1）から（8）までの着眼点等に照らして取引時確認等の措置の確実な履行、盗難通帳・偽造印鑑等による貯金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用貯金口座の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、水協法第123条の2に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用貯金口座であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、水協法第124条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「預貯金者保護法に係る全銀協自主ルール等への対応について」（平成20年5月8日：JFマリンバンク） <p>（以下略）</p>